

職員の給与に関する報告の概要

令和2年11月12日
和歌山県人事委員会(職員課)
内線 3770、3771
直通 073-441-3770

<今回の報告のポイント>

○ 月例給の改定なし

民間給与との較差(66円、0.02%)が極めて小さいことから、月例給の改定を行わない。

月例給の据え置きは、平成24年以来8年ぶり

1 民間給与と職員給与との比較(月例給)

県内民間事業所102事業所について、本年4月分の個人別給与等を実地調査(完了率86.4%)
職員(行政職給料表適用職員)と民間従業員について、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の本年4月分の給与を比較(ラスパイレス比較)

本年4月の民間給与(A)	本年4月の職員給与(B)	較差(A-B)
373,034円	372,968円	66円(0.02%)

〔参考(行政職給料表)
職員数 3,876人 平均年齢 43.0歳〕

2 給与改定の判断

民間給与との較差が極めて小さく、均衡していることから、月例給の改定を行わない。

(参考1) 特別給の改定(令和2年10月23日勧告)

民間の特別給の支給割合(4.46月)との均衡を図るため、職員の年間支給月数を0.05月分引き下げ、期末手当から差し引く(4.50月分→4.45月分)

(参考2) 近年の人事委員会勧告等の推移

年 度	勧告内容		平均年間給与(推計)		
	月例給 改定率(%)	期末・勤勉手当の 改定月数 〔改定前→改定後〕	勧告前 (千円)	勧告後 (千円)	増減額(千円) 増減率(%)
H23	△0.26	— (3.95→3.95)	6,000	5,984	△16 △0.3
H24	—	— (3.95→3.95)	5,963	5,963	0 —
H25 (注)	△0.11	— (3.95→3.95)	5,944	5,943	△1 △0.02
H26	0.29	0.15 (3.95→4.10)	5,938	6,011	73 1.2
H27	0.31	0.10 (4.10→4.20)	5,999	6,055	56 0.9
H28	0.14	0.10 (4.20→4.30)	6,099	6,145	46 0.8
H29	0.14	0.10 (4.30→4.40)	6,135	6,181	46 0.7
H30	0.16	0.05 (4.40→4.45)	6,151	6,180	29 0.5
R元	0.10	0.05 (4.45→4.50)	6,161	6,186	25 0.4
R2	—	△0.05 (4.50→4.45)	6,154	6,135	△19 △0.3

(注) 給料表の改定はなし。住居手当の引下げを勧告。勧告後の額は、平成26年1月1日から改定したものと算出

※ 平均年間給与(推計)は、行政職給料表の適用を受ける職員のもの

※ 平均年間給与(推計)については、平均給与月額及び期末手当・勤勉手当の支給月数から算出(平成26年度までの額は、給与条例の特例措置の適用がないものとした場合の額)